

■平成27年度資源・ごみ収集量(対目標値)

収集品目・処理品目	目標値 (平成28年度)	平成27年度	対目標値	
	収集量	収集量	比較	
燃やせるごみ	7,508t	8,770t	1,262t	
燃やせないごみ	150t	383t	233t	
粗大ごみ	468t	563t	95t	
剪定枝	62t	38t	▲24t	
有害ごみ	29t	23t	▲6t	
資源ごみ・資源化物	空き缶	215t	202t	▲13t
	空きびん	438t	445t	7t
	ペットボトル	179t	178t	▲1t
	白色トレイ	7t	7t	0t
	容器包装 プラスチック	679t	633t	▲46t
	ダンボール	500t	419t	▲81t
	新聞紙	967t	663t	▲304t
	雑誌・雑紙	1,183t	1,403t	220t
	古着・古繊維	343t	278t	▲65t
	紙パック	33t	24t	▲9t
	硬質プラスチック	88t	90t	2t
	金属	29t	32t	3t
資源ごみ・資源化物合計	4,661t	4,374t	▲287t	
ごみ量合計	12,878t	14,151t	1,273t	
人口	57,543人 (平成29年1月1日時点での見込み)	56,355人 (平成28年1月1日現在)	▲1,188人	
1人当たりのごみ量	230kg	251kg	21kg	

5月は「燃やせるごみ分別強化月間」です  
燃やせるごみの分別にご協力を

平成27年度資源・ごみ収集量報告

市では、平成28年度における目標値を定め、ごみの減量とリサイクルの推進に取り組んでいます。  
この目標値を達成するためには平成27年度の実績値と比べると、ごみ量の

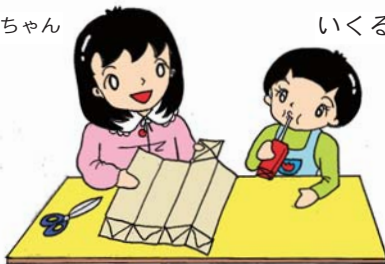
合計で1273トン、1人当たり21kgのごみを減量させる必要があります。特に、ごみ量の中でも燃やせるごみの割合が約6割と高いことから、燃やせるごみの減量は、目標値を達成する上で必要不可欠となっています。

リサちゃんといくるちゃんの  
分別クイズ!

<飲料用紙容器の分別はわかるかな?>



リサちゃん      いくるちゃん



①燃やせるごみ(容器包装プラスチック) ②資源物(紙パック) ③(ストロー) ④(ストローの袋) ⑤(ストロー)

- 燃やせるごみ分別強化月間
- 燃やせるごみの減量に向けて、毎年2・5・9月を「燃やせるごみ分別強化月間」としています。
- 燃やせるごみの中に資源化できるものを入れていませんか。資源化できるものは、燃やせるごみではなく、資源として分別してください。
- ごみ減量・分別のポイント
- 「雑紙」「容器包装プラスチック」「燃やせるごみ」の3種類のごみ箱を置き、分別する。
  - 生ごみはしっかり水を切る。
  - 汚れが簡単に落ちる容器包装プラスチックは、拭き取る・洗うなどして「容器包装プラスチック」で出す。
  - 買い物は必要な分だけにします。

展示会を行います

この強化月間に併せて、分別や減量などの詳しい方法について展示します。

日時 5月2日(月)〜13日(金)午前8時30分〜午後5時

会場 市役所1階ロビー

燃やせるごみに  
資源ごみが混ざっていました



西多摩衛生組合で燃やせるごみの検査を行ったところ、紙類や缶、ペットボトルが混ざっていました。燃やせるごみの減量のため、分別の徹底をお願いします。

問合せ 生活環境課 生活環境係 204

# 路上喫煙禁止地区での喫煙などについて

市では、「羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例」を施行し、路上喫煙による接触被害などの防止に取り組んでいます。

すべての人が当然のようにマナーを守り、罰則が必要ないまちになるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。すべての人が健康で安心して生活できる羽村をつくりましょう。

## 禁止事項

### 市内全域

- ごみのポイ捨て（タバコの吸い殻も含まれます）
- 飼い犬のふんの放置

### 路上喫煙禁止地区

- 指定された喫煙場所以外での路上喫煙行為
- ※民地や駐車場など、特定の管理者がいる場合は公共の場所には含まれません。
- ※屋外と遮断された車内での喫煙は、禁止行為から除外されています。

### 制限事項

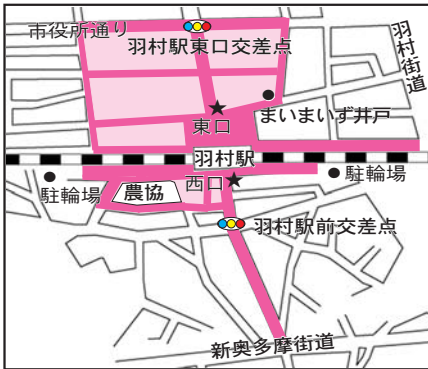
- 路上喫煙禁止地区以外で、路上喫煙をする場合には、次の事項を遵守してください。
- 周囲に迷惑または危険をおよぼさないこと。
- 吸い殻入れが設置されていない場所では、携帯用吸い殻入れなどを使用すること。
- ※近年販売されている「加熱式たばこ」については、接触被害の恐れがないことから直ちに違反とはなりません。路上喫煙禁止地区内では、指定喫煙場所を利用するなど、周囲への配慮をお願いします。

## 罰則の適用

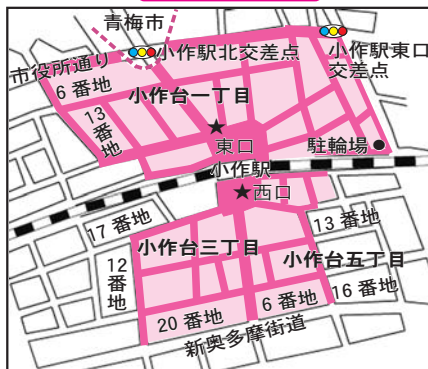
条例の定めに従っていただけの方には、罰則として過料5000円を課すことになります。

問合せ 環境保全課環境保全係 226

### 羽村駅周辺



### 小作駅周辺



■…路上喫煙禁止地区 ★…喫煙場所

## スイミングセンター

### 空調設備等改修工事

5月から9月にかけてスイミングセンター空調設備等改修工事を予定しています。

開館しながら工事を行うため、次の施設の利用ができません。ご理解とご協力をお願いします。

○スポーツサウナ 6月中の2週間程度

※工事期間中、やむなく施設が利用できなくなる場合があります。また、空調設備が使えない期間があります。

※詳しくは、市公式サイトを確認してください。

### 問合せ

- 改修工事に関すること…建築課建築係 254
  - 施設管理に関すること…スイミングセンター
- ☎ 579-13210

## 第47回羽村市文化祭説明会

10月中旬から始まる第47回羽村市文化祭の説明会を行います。

文化祭へ参加を希望する個人および団体は、必ず出席してください。

※出席者は各団体2人までです。

日時 5月12日(木)午後7時～

会場 ゆとろぎ2階講座室1

※直接会場へお越しください。

問合せ ゆとろぎ ☎ 570-0707